

人間文化研究機構の保有個人情報の開示請求に係る手数料に関する定め

平成 17 年 3 月 28 日
機 構 長 裁 定
令和 4 年 6 月 29 日改正

(趣旨)

第 1 条 この定めは、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 8 9 条の規定により、人間文化研究機構（以下「機構」という。）が保有する個人情報の開示請求に係る手数料の額及び納付方法について定める。

(手数料等)

第 2 条 開示請求をする者が納付しなければならない手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書 1 件につき 3 0 0 円とする。

2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が 1 年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 手数料は、開示請求書とともに現金又は機構が指定する銀行口座への振込により納付するものとする。

附 則

この定めは、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この定めは、令和 4 年 6 月 2 9 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

2 前項の規定の適用日前に、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 1 2 条第 1 項による保有個人情報の開示請求があった場合は、なお従前の例による。